

平成 30 年度 第 2 回天竜区協議会

次第

日時：平成 30 年 5 月 29 日（火）

午後 2 時 00 分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

ア 新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について【資料 1 別冊】

イ 平成 29 年度天竜区地域力向上事業の事後評価について【資料 2】

(2) その他

地域課題について

5 その他の事項

(1) 次回開催予定

日時 平成 30 年 6 月 27 日（水）午後 2 時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

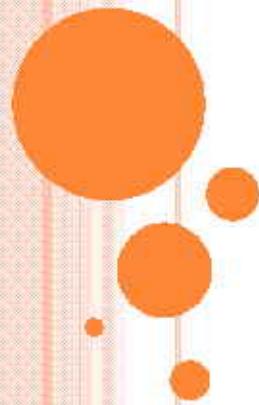
【資料1】【別冊】

第9号様式

区協議会

区分	□諮問事項	■協議事項	□報告事項
件名	新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について		
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 区再編案を含む新たな行政区、行政サービス提供体制について、これまで市議会でご議論いただき検討を進めてきた。 ➢ 今月から来月末にかけて、市民の皆様へ現時点での検討内容をご説明し、ご質問やご意見を伺う機会として、地区自治会連合会を対象に「新たな行政区、行政サービス提供体制（案）について意見を聞く会」を実施している。 		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな行政区、行政サービス提供体制（案）の説明 <ol style="list-style-type: none"> 1 行政区再編の必要性 2 行政区再編の効果と課題 3 区再編案 4 区再編案（行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案） 5 再編後の姿 6 今後のスケジュール 		
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)			
担当課	企画課		

新たな行政区、行政サービス提供体制（案） について意見を聴く会 説明資料



浜松市

1

はじめに

浜松市では、新たな行政区、行政サービス提供体制について、市議会での議論などにより検討を進めてきました。その議論に際して、市が提示した資料の抜粋がこの資料です。

区の再編は決定したものではなく、現行7区を含めた再編の有無について市民の皆様のご意見を伺った上で検討を進めてまいります。

2

目 次

1 行政区再編の必要性

- (1) 本市を取り巻く環境の変化
- (2) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

2 行政区再編の効果と課題

3 区再編案

- (1) 検討の前提条件
- (2) 区再編案
 - ・案①
 - ・案②
 - ・案③

4 区再編案 (行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員 からの提案)

3

目 次

5 再編後の姿

- (1) まちづくりやサービス拠点のイメージ
- (2) 区役所・(仮称) 行政センター庁舎のイメージ
- (3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ
- (4) 協働センターの機能強化
- (5) 市民協働による地域づくりの推進

6 今後のスケジュール

4

1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

②社会保障費の増大

③インフラの老朽化

➤ これまでに経験したことがない人口減少、超高齢化などを克服し、浜松市政を健全で持続可能なものとするために、今後の行政サービスの維持・強化策について検討を進める必要があります。

5

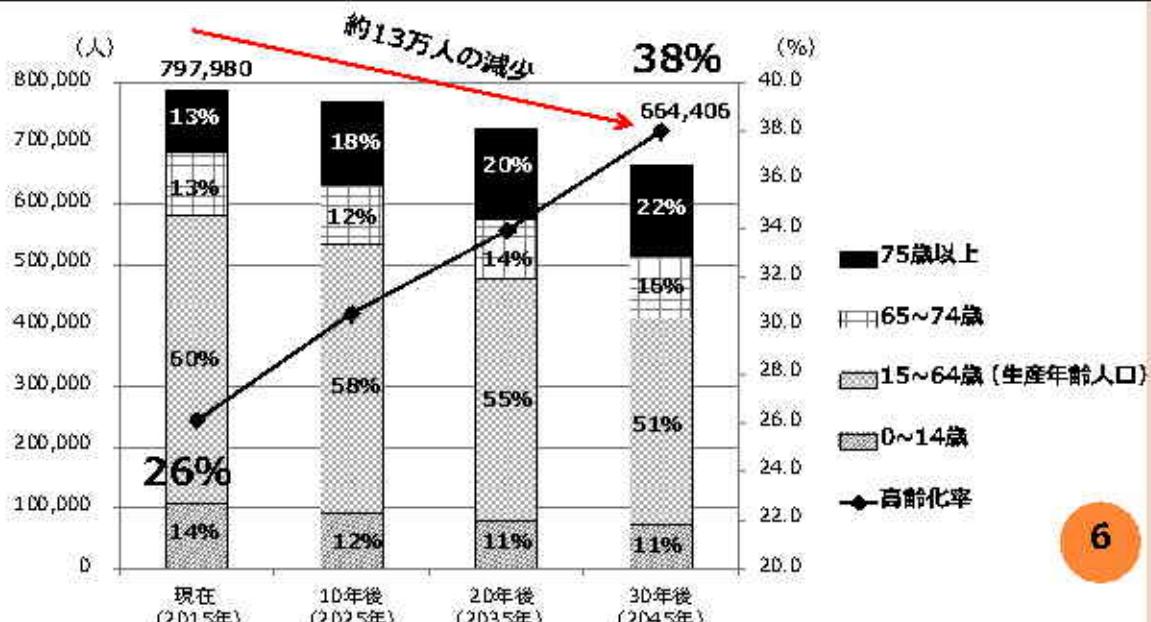
1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

30年後(2045年)には、

総人口が約**13万人**、生産年齢人口が約**3割**減少し、**5人に2人**が高齢者に



6

1 行政区再編の必要性

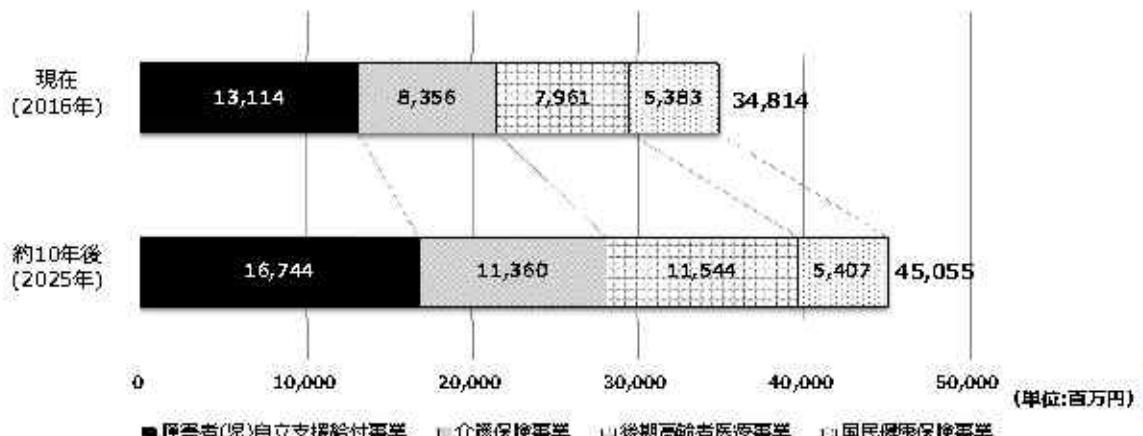
(1) 本市を取り巻く環境の変化

②社会保障費の増大

高齢者人口の拡大により、約10年後(2025年)には、

後期高齢者に係る事業費約**45%**、介護保険に係る事業費約**36%**増加

医療・保健・福祉に係る主な事業費の将来見通し



7

出典:平成28年6月23日開催浜松市行政経営諮詢会議第7回審議会資料

1 行政区再編の必要性

(1) 本市を取り巻く環境の変化

③インフラの老朽化

今後50年間(2015~2064年)で、

改修・更新経費 **1兆9,789億円** 1年当たり**396億円**

RBM
(リスクベース・メンテナンス)
採用後

今後50年間(2017~2066年)で、

改修・更新経費 **1兆3,145億円** 1年当たり**263億円**

※RBM(リスクベース・メンテナンス)…一律の基準ではなく各々の管理水準、耐用年数等により改修・更新する効率的で効果的なインフラ資産の維持管理手法

過去5年間(平成24~28年度)の1年当たりの改修・更新経費の実績 **159億円**

8

出典:浜松市公共施設等総合管理計画、平成29年度浜松市の資産のすがた

1 行政区再編の必要性

(2) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

基礎自治体としての
自律した持続性と
住民に身近な
サービス提供
体制の両立



未来を見据えた
新たな自治
モデルの創造

- これまでの様々な取組を踏まえ、拠点の分散化による専門的なサービス水準の低下や、地域コミュニティ支援などのさらなる課題に対応するために、行政組織の見直しを行わなければなりません。
- 行政組織（区役所などのサービス拠点と人材配置）を総合的に見直すことで、持続可能性と身近なサービスの両立に向けた新たな自治モデルを創造します。

9

2 行行政区再編の効果と課題

- 例えば福祉・保健・土木の分野では以下の課題が解消されることにより、サービスの向上が見込まれます。
- このような市の出先機関全体の最適化を、組織の肥大化なしに行うためには、区の再編の中で実施することが最善と考えています。

	現状・課題	行政区再編後
福祉	・7つの区役所（福祉事務所）と本庁の体制 ・事務処理における区間の相違	・7つの福祉事務所を本庁の組織とし、命令系統が一元化することで、均質な福祉サービスを提供
保健	・専門職である保健師が7つの区役所に分散しており、専門性を効果的に発揮できない	・保健師の本庁への集約配置により、母子保健中心から、子供から高齢者まで全方位型のサービスを提供
土木	・地域からの要望や災害への対応が土木整備事務所と区役所で2系統に分かれている	・土木整備事務所を区役所に併設することで、緊密な連絡体制により対応力を強化

10

2 行政区再編の効果と課題



区役所から離れた地域のまちづくりが進まないのでは？

これまでどおり、地域の主体性を尊重しながら、地域の事情に応じた支援をします。
特に、協働センターのコミュニティ担当職員が地域コミュニティに積極的に関与し、協働による地域づくりを進めます。



区が大きくなると、住民の声が市政に反映されにくくなるのでは？

市民の皆様と協働して地域づくりを進める仕組みとして、区協議会の運営を継続するとともに、合区した区内においては現行の区単位で部会を設置し、住民意見を集約します。
また、(仮称)地域委員会を設置できることとし、自治会を中心とした住民が市政に参画する機会を拡大します。



11

2 行政区再編の効果と課題



区役所が遠くなり、行政サービスが低下するのでは？

お住まいの地域により、区役所が遠くなる場合がありますが、頻繁に利用するサービスは、(仮称)行政センター(旧市町村役場のうち区再編で区役所とならないところ)や協働センターなど身近な場所で提供するとともに、テレビ会議システムなどの情報通信技術を活用し、市民に身近な行政サービスは維持向上を図ります。



区の名前が変わると、住所変更などが必要になるのでは？

区の名称が変更となる地域の皆様には住所録などの変更、企業の皆様には区名入り印刷物の差し替えや看板の書き換えなどが一時的に必要となります。
戸籍や住民票、自動車運転免許証などについては、住所変更の手続きが不要となるよう調整します。



12

3 区再編案

(1) 検討の前提条件

下記の主な検討条件に基づき、区割りを検討しました。

➤ 再編は、現行区の合区を基本とします。

区制移行10年間の取り組みの単位を尊重し、現在の区やコミュニティのまとまりと活動の実態に配慮し、それらを分断するような新たな分割は行わない。

➤ 合併、政令指定都市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合します。

合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。

行政区域とその他区域（学区など）の不一致を解消できる。

➤ 住民に身近な区出先機関の機能を拡充します。

頻繁に利用するサービスは、区役所や協働センターなど身近な場所で提供できるように工夫する。

事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性を配慮した実施方法（例タブレットやテレビ会議システム等ICTの活用）も適宜検討する。

13

※「3 区再編案」は市民の皆様からご意見を伺うために示した、たたき台です。

3 区再編案

案①



*区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

*庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

➤ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部

➤ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km ²
B区	北区+浜北区+天竜区	219,759人	1,307km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
450	244	249	943

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億6千万円

➤ 年間削減効果額

約10億円

*職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

14

3 区再編案

案②



➤ 旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部

➤ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区+北区	671,788人	548km ²
B区	浜北区+天竜区	126,192人	1,011km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
510	184	249	943

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億6千万円

➤ 年間削減効果額

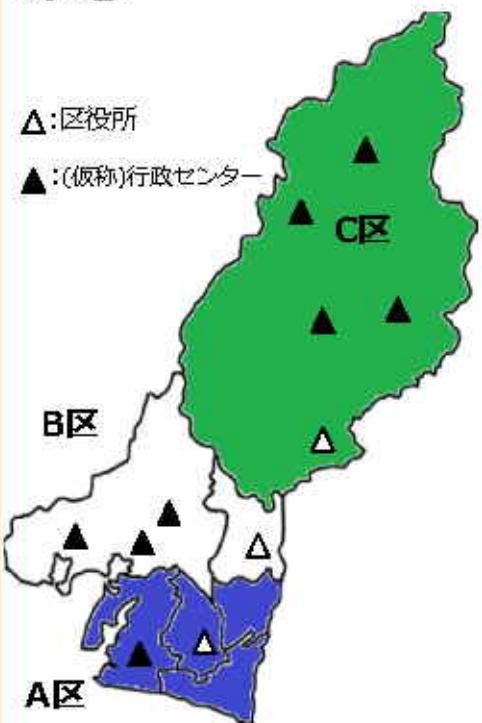
約10億円

15

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

3 区再編案

案③



➤ 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域、産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区

➤ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+東区+西区+南区	578,221人	252km ²
B区	北区+浜北区	189,467人	363km ²
C区	天竜区	30,292人	944km ²

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	C区役所	(仮称)行政センター	合計
450	186	118	214	968

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億5千万円

➤ 年間削減効果額

約8億円

16

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

4 区再編案

(行財政改革・大都市制度調査特別委員会の一部委員からの提案)



※区役所の設置場所は試算のため仮に設定するもの。

※庁舎は現在の区役所・協働センター庁舎を使用。

- 合併から培ってきた地域特色を最大限残し、最大区の人口とその他の区の合計人口がかけ離れないことにより、多様な考え方を反映させて、各区の地域特性を伸ばす。

▶ 人口・面積 (H27国勢調査・国土地理院H29全国都道府県市区町村別面積調)

A区	中区+西区+南区	449,666人	206km ²
B区	東区	128,555人	46km ²
C区	北区	93,567人	296km ²
D区	浜北区	95,900人	67km ²
E区	天竜区	30,292人	944km ²

▶ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区	B区	C区	D区	E区	(仮称)行政センター	合計
361	121	126	125	118	172	1,023

▶ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億2千万円

17

▶ 年間削減効果額 約3億円

※職員の削減は一定の期間をかけて行うため、削減効果額は再編直後の効果額ではなく、適正な職員数となった時点での効果額を計上しています。

※区再編に関する行財政改革・大都市制度調査特別委員会での意見

▶ 将来、人口や税収が減っていくことは確実。将来を見据え、今、何をやらなければいけないかという視点に立ち、今のうちに区の再編をすべき。

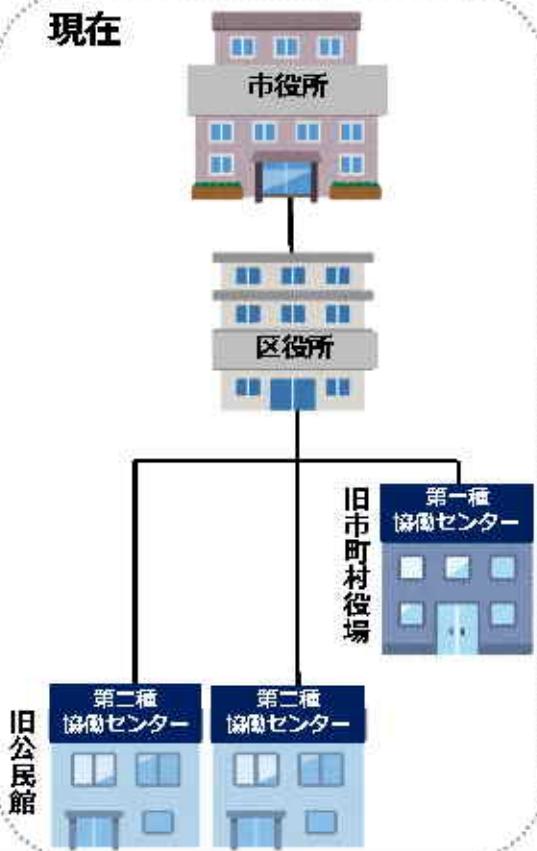
▶ 人口が60万人程度になった場合など、いずれは区を再編するようことも必要だが、それは今ではない。したがって、当面7区を維持しつつ、時期が来たと判断できた場合に区の再編をすべき。

18

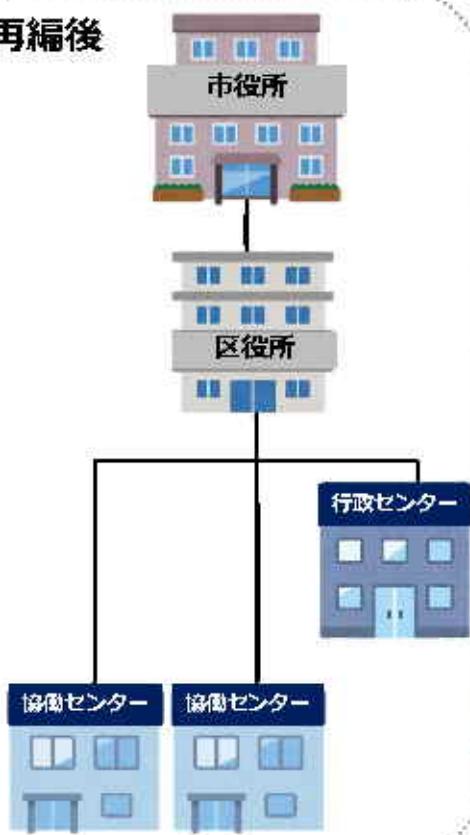
5 再編後の姿

(1) まちづくりやサービス拠点のイメージ

現在



再編後



19

5 再編後の姿

(2) 区役所・（仮称）行政センター庁舎のイメージ

現在

区の組織	
区役所	区振興課 (防災など)
区役所	区民生活課 (戸籍など)
区役所	まちづくり推進課 (地域振興など)
区役所	社会福祉課 (地域福祉など)
区役所	長寿保険課(高齢者の保健福祉など)
区役所	健康づくり課 (健康増進など)
区役所	生活福祉課(生活保護など)*中区のみ

事業所の組織	
区役所	土木整備事務所 (土木)

*区役所庁舎内に事業所の組織を設置している場合もある。



再編後

区の組織	
区役所	区振興課 (防災など)
区役所	区民生活課 (戸籍など)
区役所	まちづくり推進課 (地域振興など)

事業所の組織	
区役所	福祉事業所 (地域福祉など)
区役所	保健センター (健康増進)
区役所	土木整備事務所 (土木)

*保健センターについては、区役所庁舎及び区内の保健センターに職員を配置する。

20

5 再編後の姿

(2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ

現在

第一種協働センター
（旧市町村役場）

区出先機関
第一種協働センター（地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災など）

事業所の組織
土木整備事務所の出先組織 <small>※土木整備事務所の出先組織は、春野、佐久間、水窪のみに設置。</small>

再編後

(仮称)行政センター
（旧市町村役場）

区出先機関
(仮称)行政センター（地域づくり、生涯学習、窓口サービス、防災など）

事業所の組織
福祉事業所の出先組織
保健センターの出先組織
土木整備事務所の出先組織

※事業所の出先組織は必要な庁舎に設置する。



21

- 様々な市の機関などが同じ庁舎に所在することにより、地域課題解決や災害時における対応力を強化

5 再編後の姿

(3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ

- (仮称)行政センターの取扱業務は、下記のとおりです。



- 地域づくり
- 生涯学習
- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)
- 地域の固有事業
(防災・農林道の簡易な維持管理など)



[場所]旧市町村役場（舞阪・雄踏、細江、引佐、三ヶ日、浜北、天竜、春野、佐久間、水窪、龍山）のうち、区再編で区役所とならないところ

22

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

中区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 東部協働センター（相生町）★
宮塚協働センター（宮塚町）★
高台協働センター（和合町）★
佐鳴台協働センター（佐鳴台二丁目）★
県居協働センター（東伊場二丁目）★
曳馬協働センター（曳馬三丁目）★
西部協働センター（広沢一丁目）
北部協働センター（葵東一丁目）
南部協働センター（海老塚二丁目）
中部協働センター（早馬町）

市民サービスセンター

- 窓口サービス

（証明書発行・届出など）



※現在と同じ場所に配置。

なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の6か所の協働センターに併設
北部市民サービスセンター（単独）
駅前市民サービスセンター（単独）
高丘葵市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

23

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

東区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 蒲協働センター（子安町）
天竜協働センター（葉新町）
長上協働センター（市野町）
笠井協働センター（笠井町）
積志協働センター（積志町）

市民サービスセンター

- 窓口サービス

（証明書発行・届出など）



※現在と同じ場所に配置。

なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記5か所の協働センターに併設

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

24

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

西区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 神久呂協働センター（神原町）★
入野協働センター（入野町）★
伊佐見協働センター（伊左地町）★
和地協働センター（和地町）★
庄内協働センター（庄内町）★
篠原協働センター（篠原町）★
舞阪協働センター（舞阪町舞阪）★
雄踏協働センター（雄踏町宇布見）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。

なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の7か所の協働センターに併設

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

25

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

南区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 南陽協働センター（下江町）★
五島協働センター（福島町）★
白脇協働センター（寺脇町）★
新津協働センター（新橋町）★
可美協働センター（増楽町）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。

なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の4か所の協働センターに併設
可美市民サービスセンター（単独）
飯田市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

26

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

北区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 三方原協働センター（三方原町）★
都田協働センター（都田町）★
細江協働センター（細江町氣賀）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記★印の2か所の協働センターに併設
新都田市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

27

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

浜北区

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 北浜南部協働センター（寺島）
浜名協働センター（小松）
中瀬協働センター（中瀬）
龜玉協働センター（宮口）

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 左記4か所の協働センターに併設
赤佐市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

28

※赤佐市民サービスセンター（単独）と区役所に近い北浜南部・浜名協働センターは、現在一部業務のみの取り扱いとなっていますが、浜北区が合区した場合は業務を充実していきます。

5 再編後の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センターのイメージ

天竜区

- ▶ 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

－ 協働センター（旧公民館）－

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 二俣協働センター（二俣町二俣）

－ 市民サービスセンター－

- 窓口サービス

（証明書発行・届出など）



※現在と同じ場所に配置。

[場所] 鹿島市民サービスセンター（単独）
龍山北市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

29

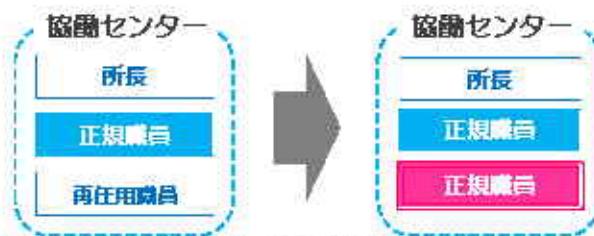
※天竜区内に8か所設置されているふれあいセンターは、原則として現行の機能を維持します。

5 再編後の姿

(4) 協働センターの機能強化

- ▶ 住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、効果的で効率的にサービスを提供するとともに、自治会活動などコミュニティ支援の充実を図ります。

◆再任用職員の正規職員化によるサービス提供体制の強化



※正規職員化は、再任用職員の配置のバランスを考慮しながら一定の期間をかけて徐々に行います。なお、正規職員化が完了した際には、現在より年間約1億5千万円の人員費が増加します。

◆テレビ会議システムによる受付・相談業務の補助



30

5 再編後の姿

(5) 市民協働による地域づくりの推進

- 現行の区で行っている事業は、再編後においても〇〇地域の事業として継続して実施します。
- 身近な地域の単位で住民が市政に参加する機会を拡大し、市民協働による地域づくりを推進します。

(仮称) 地域委員会

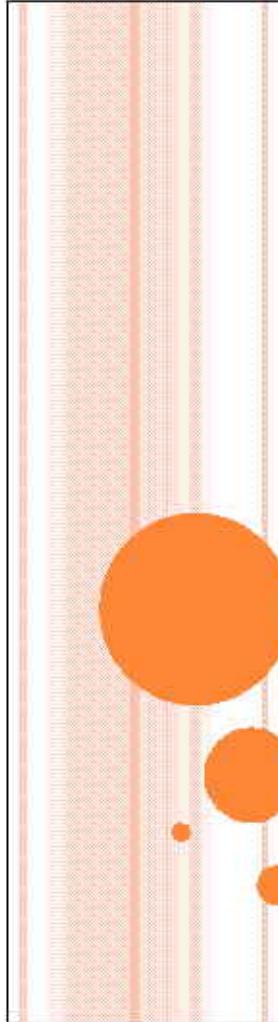
- 所掌事務 地域課題の協議・解決や地域住民の意見集約
- 位置付け 任意組織
※地域の希望に応じて任意設置
- 運営 行政のコミュニティ担当職員
- 委員構成 自治会、地区社会福祉協議会、PTA
子ども会、青少年健全育成会、NPO
ボランティア団体、民生委員等
- 体制イメージ 例1：現在のまちづくり協議会
(行政センター単位)
例2：現在の協働センター運営委員会
(協働センター単位)



6 今後のスケジュール

【今後の予定】

年月	内容
平成30年5月～	新たな案に対するご説明・意見聴取
平成30年8月～10月	最終案候補によるパブリックコメント等意見聴取
平成31年2月	行政区再編の有無の決定
平成31年2月～3月	浜松市行政区画等審議会への質問・答申 ※以降の予定は行政区再編となった場合の想定であり、決まったものではありません。
平成31年6月	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の改正
平成32年1月1日	新体制に移行



お問い合わせ先

浜松市

企画調整部 企画課

Tel:053-457-2241

総務部 人事課

Tel:053-457-2081

市民部 市民協働・地域政策課

Tel:053-457-2094

URL

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html>

33

【資料2】

第9号様式

区協議会

区分	<input type="checkbox"/> 諒問事項	<input checked="" type="checkbox"/> 協議事項	<input type="checkbox"/> 報告事項								
件名	平成29年度天竜区地域力向上事業の事後評価について										
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)		<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>平成29年度の地域力向上事業第「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下の通り。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: fit-content; border-collapse: collapse;"> <tr> <th></th><th style="text-align: center;">提案件数</th><th style="text-align: center;">実施件数</th><th style="text-align: center;">補助額</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">助成事業</td><td style="text-align: center;">5件</td><td style="text-align: center;">5件</td><td style="text-align: center;">2,137千円</td></tr> </table>			提案件数	実施件数	補助額	助成事業	5件	5件	2,137千円
	提案件数	実施件数	補助額								
助成事業	5件	5件	2,137千円								
対象の区協議会	天竜区協議会										
内 容		<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、地域力向上事業要綱第10条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>									
備考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)		協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公開する。									
担当課	天竜区区振興課										

平成29年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者			事業内容			
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 ら し さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	区行政推進会議の評価コメント		
1	ゆずりんコンサート及び 熊地区の魅力発信		ミントクラブ (区振興課)			①内容 ア ゆずりんコンサートにより地域のふれあい・交流作り イ 熊地区の魅力発信 ②日程 平成29年4月1日(土) ③会場 熊ふれあいセンター 熊愛館 ④参加 熊地区60人、地区外115人(0歳から80歳代)			
	555	277	B	A	B	B	地域コミュニティづくりや地域外への情報発信などの企画を展開し、地域外から多くの来場者を呼び込む事業となったことは高く評価できます。 今後は地域の核となる施設「道の駅」とも共催し、地域全体の取り組みとなるよう期待します。		
2	Tenryu-art camp (天竜アートキャンプ)		天竜artプロジェ クト (区振興課)			①内容 アートを通じて中山間地域の持つ魅力を市民に伝える様々なイベントを開催 ア アート作品の展示、手入れされた森を巡る森林ガイドツアー イ 木工クラフトアーティストなどによる木工ワークショップ ウ 森の音楽会など ②期間 平成29年4月7日(金)～5月10日(水) ③会場 熊平水辺の里オートキャンプ場 ④参加 300人			
	1,993	996	A	A	B	B	「森林」と「アート」を結びつけた斬新な企画で、来場者も多く、天竜の魅力を発信できた事業となったことは高く評価できます。特に、今後の中山間地域活性化に必要な若者を多く呼び込む企画が展開され、関心が高まりました。 今後も、熊地域が一体となった事業が展開されることを期待します。		
3	五節句から知るたつやま 郷土料理加工体験事業		ドラゴンママ (龍山協働C)			①内容 龍山地域に伝わる伝統文化の継承および地元食材のPR ア 上巳の節句(桃の節句)の郷土料理作り、 ワラビ狩りと草餅作り イ 端午の節句の郷土料理作り、柏餅と粽作り ウ 七夕の節句の郷土料理作り、流しそうめんと葛餅作り エ 重陽の節句の郷土料理作り、栗ご飯と亥の子ぼた餅作り オ 人日の節句の郷土料理作り、七草粥と味噌作り ②期間 平成29年4月1日(土)～平成30年3月31日(土) ③会場 ドラゴンママ加工所ほか ④参加 38人			
	185	38	A	A	B	B	地元で採れた食材を使用したり、実際に収穫作業を体験したりするなど、天竜区ならではの事業が展開されたことは評価できます。 参加者アンケートによると、参加者の満足度も高く龍山地域に魅力を感じていることが分かるので、今後は、募集方法を工夫さらなる参加者の増加を期待します。		

平成29年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者			事業内容	
	事業費 (千円)	補助額 (千円)	区 ら し さ	達 成 度	必 要 性		
						区行政推進会議の評価コメント	
4	森林の童話サウンドアート創作体験事業	龍水の都文化体験プログラム実行委員会 (まちづくり推進課)				<p>1 アート作品公募「森林のアート展」 ①内容 森林をテーマとした異世代参加型のアート作品創作展示を通した異世代交流・人材育成 ②期間 平成30年3月24日(土)～31日(日) ③場所 天竜壬生ホール「展示ギャラリーホール」 ④参加 観覧者1,738人</p> <p>2 サウンド作品発表(ダンス2チーム・ミュージカル2チーム) ①内容 サウンド作品の発表により天竜区の魅力発信 ②日程 平成30年3月25日(日) ③場所 天竜壬生ホール ④参加 出演者78人、入場者280人</p>	
	1,111	553	A	A	A	B	異世代参加型の取り組みにより、子どものみならず、成年・高齢者の生きがいづくり、幅広い世代間の交流が図られたことは評価できます。 今後は、創作されたダンスやミュージカルを地域イベントなどで活用し、交流人口の増加や地域の魅力の再発見につながることに期待します。
5	神澤おくない詞章集編集・製本と講演会開催	神澤おくない継承同好会 (まちづくり推進課)					<p>1 神澤おくない詞章集編集・製本 ①内容 詞章集・手引き書の編集・製本により神澤おくないの次世代への継承 ②体裁 A4判カラー60ページ、500部印刷 ③配布 市内図書館、市内芸能団体関係者、行政機関など</p> <p>2 講演会開催 ①内容 記念文化講演会の開催による地域の魅力を再発見 ②日程 平成30年3月25日(日) ③会場 熊ふれあいセンター熊愛館 ④講師:山本ひろ子氏(和光大学名誉教授)、宮嶋隆輔氏(成城寺子屋) ⑤参加 70人</p>
	548	273	A	A	A	B	台詞や舞、お囃子などがまとめられ、これまでなかった神澤おくないの詞章集・手引き書が完成したことは、伝統を後世に継承する取り組みとして高く評価できます。 この成果が、貴重な伝統芸能の伝承や地域のアイデンティティの再確認、魅力の再発見につながることを期待します。

浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、3人以上で構成され、市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループで、提案時点において市税の未納がない団体をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治・宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業
区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業

(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体（以下「提案団体」という。）は、市長が定める期限

までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみに可能とする。

- (1) 事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 団体の概要書（第3号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第4号様式）
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

（候補事業の検討）

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則（平成19年浜松市規則第33号）第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

（実施予定事業の決定）

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

（事業の実施）

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号）及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）に基づき行う。
- (2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

（事後評価）

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

（中間評価）

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 繼続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

（公表）

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(検討)
- 2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表1（第7条関係）

審査指標	点 数				
	低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1 独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2 ○区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3 効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4 財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5 費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択条件とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項目	ランク		
	A	B	C
1) ○区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い

評価のポイント（助成事業）

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

1) 天竜区らしさ

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かせたか。より発展、強化させることに繋がったか。

2) 事業目的の達成度

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

3) 財政支援の必要性

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

4) 費用対効果

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。